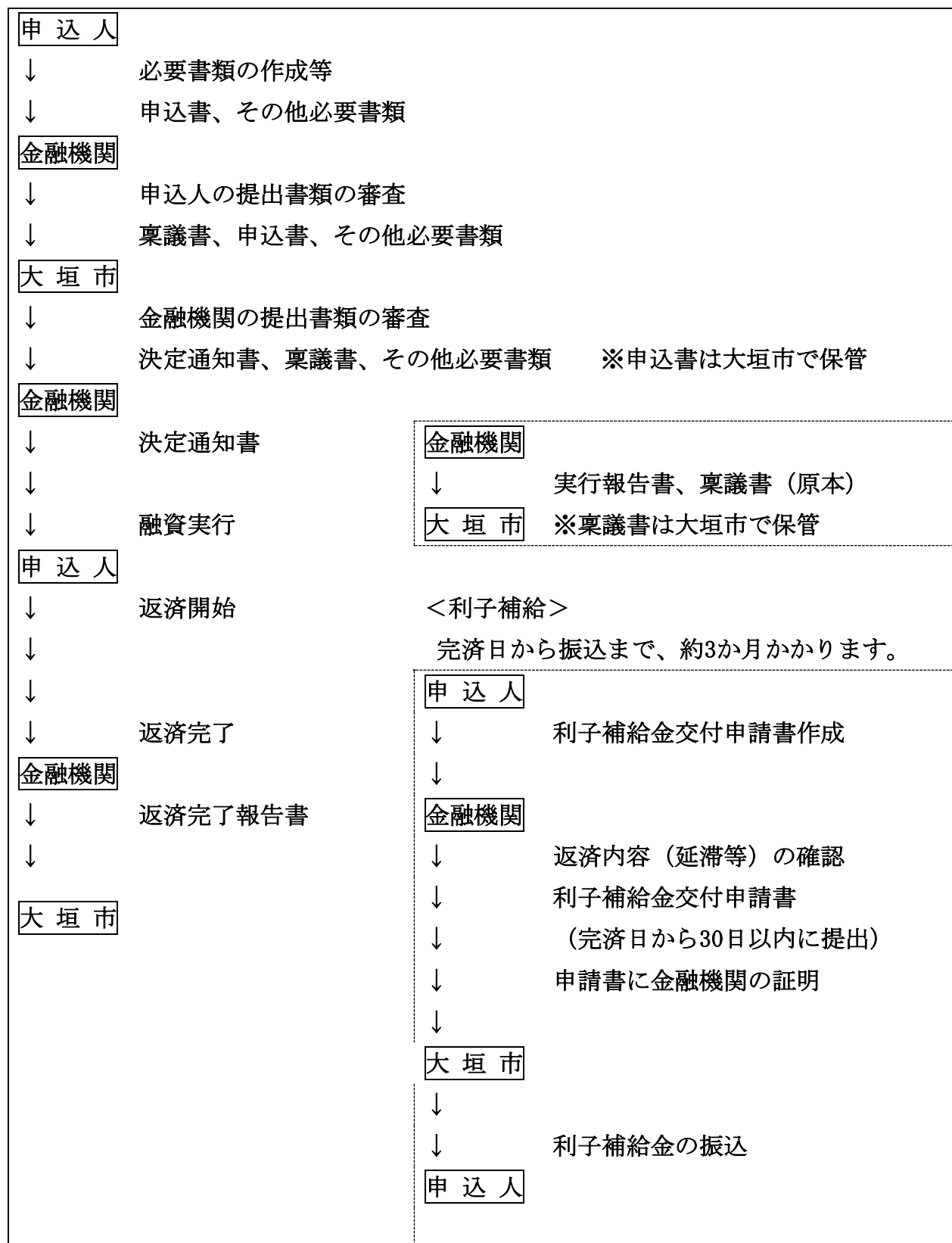


大垣市中小企業融資制度の事務要領

1 基本的な事務の流れ等

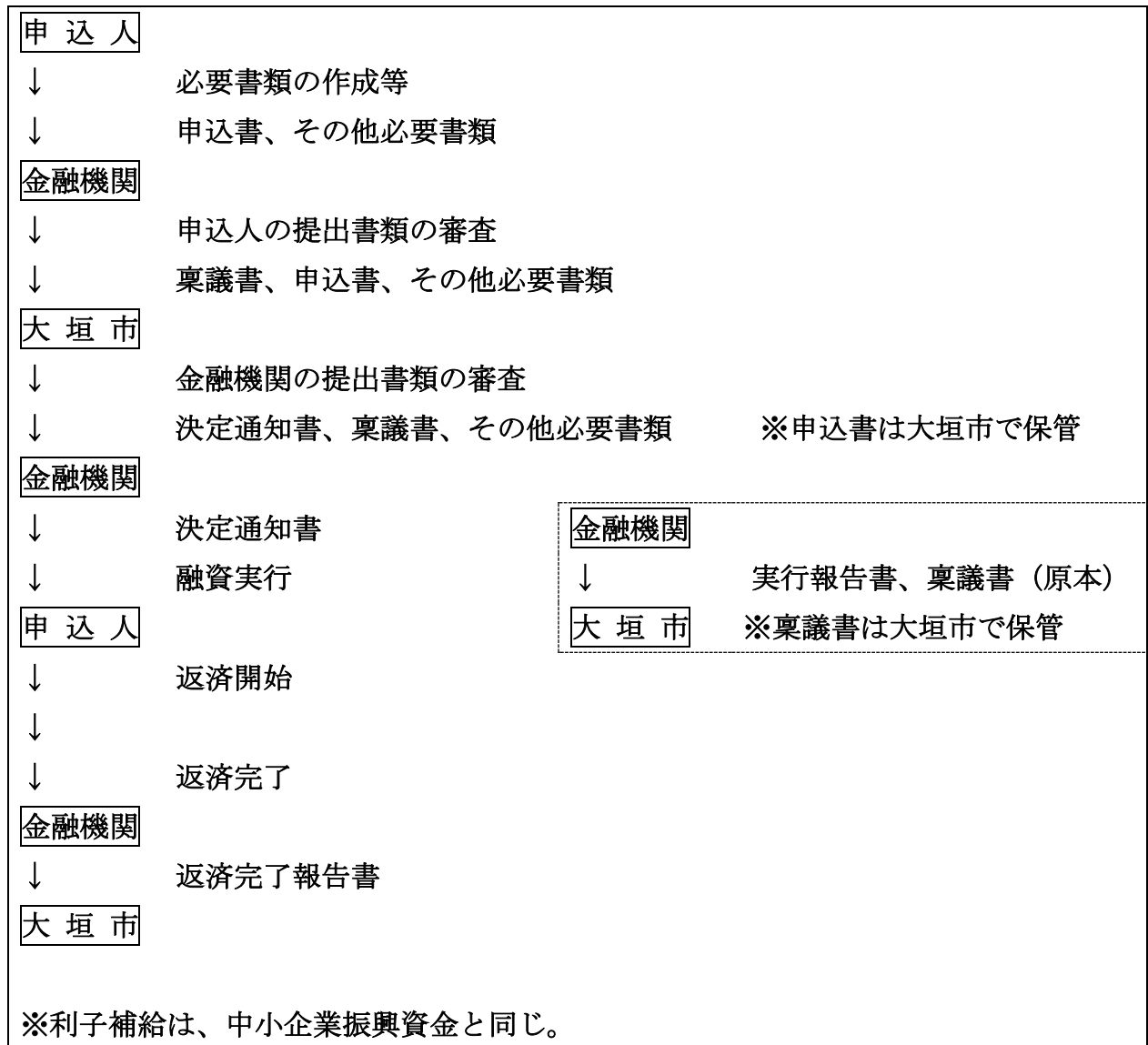
(1) 中小企業振興資金



(2) 中小企業小口資金

申 込 人 金融機関に相談 ↓ ↓ 必要書類の作成等 ↓ 申込書、その他必要書類 金融機関 ↓ 申込人の提出書類の審査 ↓ 稟議書、申込書、その他必要書類 大 垣 市 金融機関の提出書類の審査 ↓ 決定通知書、稟議書、市町村小口融資保証事前照会回答書で必要とされた書類等、その他必要書類 ※申込書は大垣市で保管 金融機関 ↓ 信用保証委託申込書等一式 保証協会 ↓ 審査 ↓ 信用保証書 金融機関 ↓ 決定通知書 ↓ 融資実行 申 込 人 ↓ 返済開始 ↓ ↓ ↓ ↓ 実行報告書 ↓ 稟議書(原本) ↓ 大 垣 市 ※稟議書は大垣市で保管 ↓ ↓ ↓ ↓ 返済完了 金融機関 ↓ 返済完了報告書 大 垣 市 ※利子補給は、中小企業振興資金と同じ。	金融機関 市町村小口融資保証信用調書 ↓ 兼事前照会票 保証協会 ↓ 市町村小口融資保証事前照会 ↓ 回答書 金融機関 申 込 人 ↓ 信用保証料の支払い 保証協会 <信用保証料補助> 実行日から振込まで、約3か月かかります。 申 込 人 ↓ 保証料申請書作成 ↓ 信用保証書の写し 金融機関 ↓ 融資内容等の確認 ↓ 保証料補助申請書 ↓ (実行日から30日以内に提出) ↓ 申請書に金融機関の証明 ↓ 信用保証書の写し ↓ 大 垣 市 ↓ ↓ 補助金の振込 申 込 人
---	---

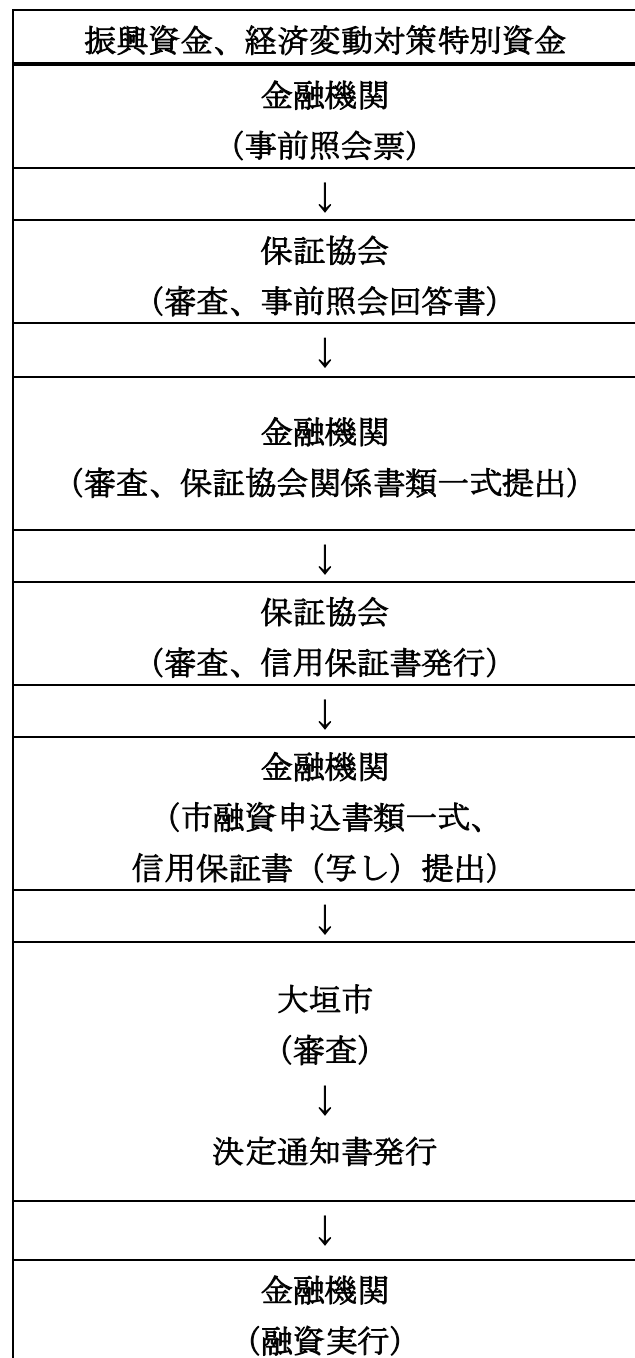
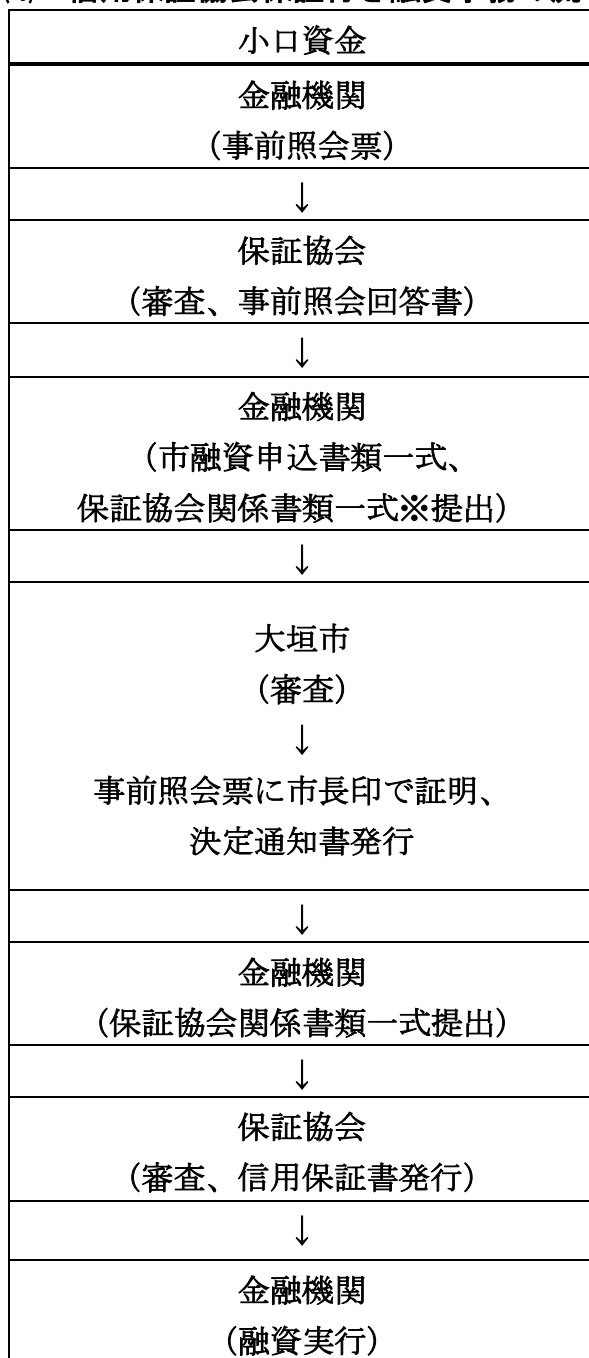
(3) 中小企業経済変動対策特別資金



中小企業経済変動対策特別資金を利用するためには、経済環境の変化により経営を圧迫されており、次のいずれかの要件に該当する必要があります。

	要 件	必要書類
①	直近3か月の「売上高」が前年同期比で5%以上減少していること	様式9（中小企業経済変動対策特別資金売上高状況）、売上の確認できる書類
②	直近決算（営業利益、経常利益、当期利益の全て）で欠損が生じていること	決算書
③	中小企業信用保険法第2条第5項に定める認定を受けていること	認定書（写し）

(4) 信用保証協会保証付き融資事務の流れ



※保証協会関係書類一式

- ・信用保証委託申込書
- ・申込人(企業)概要 ※前回の保証利用後から変更のない場合は省略できます。
- ・信用保証依頼書
- ・信用保証委託契約書
- ・市町村小口融資保証信用調書兼事前照会票(原本)
- ・市町村小口融資保証事前照会回答書

(5) 各書類の流れ等

中小企業融資稟議書	中小企業融資申込書	その他必要書類
	申込人 (申込書作成)	申込人 (作成、取得)
	↓	↓
金融機関 (決裁)	金融機関 (稟議書とセット)	金融機関 (稟議書、申込書とセット)
↓	↓	↓
大垣市 (申込書、その他必要 書類と合わせて決裁)	大垣市 (稟議書、その他必要 書類と合わせて決裁)	大垣市 (稟議書、申込書と 合わせて決裁)
↓	↓	↓
金融機関 (融資実行)	大垣市 (保管)	金融機関 (保管)
↓	(注意事項) 金融機関では、必要 に応じて、申込書の写 しを保管してくださ い。	(注意事項) 金融機関において、その 他の必要書類を保管してく ださい。 各種証明書のうち、金融 機関で原本の不要なもの は、申込人に返却してくだ さい。
実行報告書と 合わせて提出		
↓		
大垣市 (保管)		
(注意事項) 金融機関では、稟議 書の写しを保管してく ださい。 金融機関で、稟議書 の原本が必要な場合 は、審査時に稟議書を 2枚作成し大垣市に 提出してください。 申込書以外は、原則 原本還付します。		※中小企業小口資金 信用保証関係書類は、 県信用保証協会へ提出して ください。

(6) 対象となる中小企業者

	振興資金	小口資金
個人	① 市内に住み、住民登録をしている方 ② 市内で事業を営む方または営もうとする方 ③ 市税を完納している方	① 市内に1年以上住み、住民登録をしている方 ② 市内で1年以上同じ事業を営んでいる方 ③ 従業員が20人以下である方 ④ 市税を完納している方
法人	① 市内に登録してある事業所を持つ方 ② 市内で事業を営む方または営もうとする方 ③ 市税を完納している方	① 市内に1年以上登記してある事業所を持つ方 ② 市内で1年以上同じ事業を営んでいる方 ③ 従業員が20人以下である方 ④ 市税を完納している方

経済変動対策特別資金	
① 個人	市内に住み、住民登録をしている方
法人	本社が市内に登録してある事業所
②	市内で事業を営む方
③	市税を完納している方
④	次のいずれかの条件を満たす方
	- 直近3か月の「売上高」が前年同期比で5%以上減少していること - 直近決算で欠損が生じていること ※ - 中小企業信用保険法第2条第5項又は6項に定める認定を受けていること
	※営業利益、経常利益、当期利益が全てマイナスであること

大垣市中小企業融資制度の対象となる中小企業者は、中小企業信用保険法第2条第3項に定める次の従業員規模または資本金規模の事業者です。

具体的には、次のいずれかに該当する規模の事業者です。

業種	小売業	サービス業	卸売業	製造業・その他
従業員規模	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下
資本金規模	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下

次の業種は、大垣市中小企業融資制度の対象となりません。

業種	具体例等
農業、農業的サービス業	養鶏業、種苗業等、ただし、次の場合は対象となります。 製造加工設備を有する荒茶仕入茶の生産業 人工ふ化設備を有する鶏卵ふ化・同請負業 製造加工設備を有する養蚕製造・同請負業 家畜貸付業、園芸サービス業
林業、狩猟業	ただし、次の場合は対象となります。 製造加工設備を有する製薪業 製造加工設備を有する木炭製造業 立木を購入し、伐木として素材のまま販売する素材生産業 請負によって、伐木または伐木と運材をかねる素材生産請負、木材伐出請負、伐木運材請負業
漁業、水産養殖業	
ネットワークビジネス	一般的に「組織販売」「紹介販売」「連鎖販売取引」などと呼ばれる事業形態を総称した商業上の慣用的な呼び名で、ボーナス制度（販売活動を支援・育成していた者の販売成績の中から一定の報酬を、それが自分自身の実際の販売活動に基づいたものでもないにもかかわらず得る制度）が事業形態上あるもの
遊興飲食業	バー、キャバレー、ナイトクラブ等風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受けるもの。ただし、同法の適用を受けるものであっても、その目的が酒、接待等でなく、食事が主目的の場合は対象となります。
金融業・保険業	ただし、生命保険媒介業、損害保険代理業、損害保険代理業に付帯するサービス業は対象となります。
射幸的娯楽業およびそれに付帯するサービス業	競輪場、競馬場、自動車・モーターボート等の競技団、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、競輪・競馬等予想業、場外馬券売場、風俗関連のサービス業（ソープランド、個室マッサージ等）
個人サービス業の一部	易断所、観相業、集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものは除きます。）
民間職業紹介業の一部	芸妓周旋業
宗教、政治・経済・文化団体	

(7) 中小企業小口資金の融資利率について

① I 型（利率2.0%）

- ・ 中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に該当しない
- ・ 「市町村小口融資保証（S用）事前照会回答書」にて、保証協会の保証付き貸付残高と新規分の合計が2,000万円以内

② II 型（利率1.8%）

次の2つを満たしていること

- ・ 中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者
- ・ 「市町村小口零細企業融資保証（Z用）事前照会回答書」にて、保証協会の保証付き貸付残高と新規分の合計が2,000万円以内

※保証協会の残高は「市町村小口零細企業融資保証（Z用）事前照会回答書」または「市町村小口融資保証（S用）事前照会回答書」で確認します。

(8) 「小規模企業者」の範囲について

中小企業信用保険法施行令が一部改正され、平成26年3月1日から「宿泊業」及び「娯楽業」については、従業員数20人以下の企業が「小規模企業者」となりましたので、担当者の皆様に周知・確認ください。

区分	小規模企業者の範囲
現 行	従業員数が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の小規模企業者
改正後	従業員数が20人以下（商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）にあたっては5人以下）の小規模企業者

(9) 中小企業信用保険法（抜粋）

第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

3 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの

2 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

3 事業協同小組合であつて、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの

4 特定事業を行う企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの

5 特定事業を行う協同組合であつて、常時使用する従業員の数が20人以下のもの

6 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

(10) 中小企業信用保険法施行令（抜粋）

特定事業の業種とは次のとおりです。

第1条 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第2条第1項第1号の政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

1 農業

2 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）

3 漁業

4 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

2 申込書類の注意事項等

(1) 大垣市中小企業融資稟議書

金融機関において、必要事項を記入し、決裁後(調査者、店長及び金融審査委員の押印が必要)の原本を提出してください。

(2) チェックシート

資金ごとにチェックシートがありますので、必要書類の確認に利用し、提出書類に添付してください。

(3) 大垣市中小企業融資申込書

申込人は、大垣市中小企業融資申込書に必要書類を添付して金融機関に提出します。

申込人が個人の場合で、利子補給受取り時期の「中間時と完済時」を選択した場合は、申込書下段の欄に本人署名が必要となります。

新規開業の場合は、開業計画書(第2号様式・第10条関係)が必要となります。

事業歴1年未満の場合は、事業計画書(第3号様式・第10条関係)が必要となります。

(4) 残高証明書

残高証明書(第4号様式・第10条関係)は、次の3つの場合に必要となります。

- ・ 同一資金内で、既存の融資申込金額と新規分の申込金額の合計が限度額を超える場合
- ・ 連帯保証人について、限度額を超える場合(連帯保証人が複数の法人の代表者であることがあるため、注意すること。)
- ・ 旧債返済の場合(稟議書と申込書の資金使途欄に、旧債返済する金額を記入すること。)

融資残高等の融資の内容については、大垣市では回答・証明できません。

申込人が、各金融機関に証明書(大垣市中小企業融資残高証明書(第4号様式))の発行を依頼し、確認する必要があります。

複数の金融機関を含む融資のご利用、及び残高については、債務者と関係金融機関にてよく相談をしてください。

(5) 決算書及び申告書の写し

白色申告者の場合、最近2年分の白色申告書及び収支内訳書が必要となります。

青色申告者の場合、最近2年分の青色申告書及び青色申告決算書が必要となります。

法人の場合、最近2年分の決算書が必要となります。

(6) 見積書等の写し

設備資金の場合は、設備内容や金額の分かる見積書、図面等が必要となります。

見積書は、見積発行者の印のある有効期限内のものを添付してください。

改修工事等の場合は、工事場所が分かるように図面を添付してください。

過度に高価な物品や事業活動に不必要と思われる機能、オプション等は認められません。

必要に応じて、当該設備が必要であることの理由書等（任意様式）の作成、添付をお願いします。

融資の対象となる設備資金は、申込人の市内の本社、事業所での事業に必要なものであることに限ります。

本社所在地	事業所在地	運転	設備
市内	市内	○	○
市内	市外※	○	○（本社のみ）
市外※	市内	×	○（事業所のみ）

※登記してあること

(7) 営業許可証等の写し

許認可等を要する業種の場合に必要となります。

許可名義人、有効期間等に注意してください。

営業を行うことについて、各行政官庁の許可・認可・登録等を要する場合、申し込み時点において、手続きをすでに終えていることが必要となります。

業種の例：食料品製造業、食料品販売業、飲食店、建設業、薬局、医薬品販売業、酒類販売業、建築士事務所、電気工事業 等

(8) 商業登記事項証明書

申込人が法人の場合に必要となります。

証明書発行窓口	岐阜地方法務局大垣支局 住所：大垣市丸の内1丁目19番地（大垣法務合同庁舎） 電話：(0584) 78-3347
---------	--

発行手数料	登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※履歴事項全部証明書でもよい。	1通 1,000円
-------	---------------------------------------	-----------

(9) 住民票

申込人の大垣市内の居住歴が1年未満の場合に必要となります。

大垣市の住民票 に関する窓口	窓口サービス課（市役所1階）、地域事務所（上石津、墨俣） 市民サービスセンター（市内6か所）	
大垣市の発行手数料	住民票の写し	1通 300円

(10) 担保物件の登記事項証明書及び信用保証書の写し等

金融機関の判断により、担保設定をした場合は、担保物件に関する書類（担保不動産調査書等）が必要となります。

中小企業振興資金、中小企業経済変動対策特別資金において、岐阜県信用保証協会の信用保証を利用する場合は、信用保証書の写し（有効期限に注意）が必要となります。

(11) 印鑑登録証明書

申込人が個人の場合は、個人の印鑑登録証明書が必要となります。

連帯保証人を設定した場合は、連帯保証人の印鑑登録証明書も必要となります。

大垣市の印鑑登録証 明書に関する窓口	窓口サービス課（市役所1階）、地域事務所（上石津、墨俣） 市民サービスセンター（市内6か所）	
大垣市の発行手数料	印鑑登録証明書	1通 300円

申込人が法人の場合は、法人の印鑑証明書が必要となります。

印鑑証明書発行窓口	岐阜地方法務局大垣支局 住所：大垣市丸の内1丁目19番地（大垣法務合同庁舎） 電話：(0584) 78-3347	
発行手数料	印鑑証明書	1通 500円

(12) 信用保証委託申込書（保証協会の様式）

中小企業小口資金の場合は、岐阜県信用保証協会へ提出する書類一式

- ・ 信用保証委託申込書
- ・ 申込人（企業）概要 ※前回の保証利用後から変更のない場合は省略できます。
- ・ 信用保証依頼書

- ・ 信用保証委託契約書
- の原本を添付してください。

(13) 市町村小口融資保証信用調書兼事前照会票（保証協会の様式）

中小企業小口資金の場合は、

- ・ 市町村小口融資保証信用調書兼事前照会票（原本 ※両面 2ページ）
- ・ 市町村小口融資保証事前照会回答書
- ・ 事前照会回答書において必要とされた書類

を添付してください。

(14) 個人情報の取扱いに関する同意書等（保証協会の様式）

中小企業小口資金の場合は、

- ・ 個人情報の利用目的および第三者提供の同意書
- ・ 「個人情報の取扱いに関する同意書」または「個人情報の取扱いについて」の原本を添付してください。

(15) 中小企業経済変動対策特別資金売上高状況

中小企業経済変動対策特別資金の場合は、申込時点での直近3か月の売上高と前年同時期の売上高がわかる書類を添付してください。

※ 直近3か月とは、原則申込月の直前3か月としますが、困難な場合に限り、最大で4か月前まで遡ることが可能です。

（例）

令和7年	令和8年			
12月	1月	2月	3月	4月
	← 直 近 3 か 月 →			申込月
← 最 大 4 か 月 →				

(16) 融資条件等

中小企業振興資金および中小企業経済変動対策特別資金については、金融機関の基準により、担保の設定を行うことができます。

融資を実行する際に、融資と関係のない条件を申込人に付してはいけません。

3 関連する事務

(1) 実行時

① 大垣市中小企業融資貸付実行報告書

金融機関は、融資を実行後、速やかに、中小企業融資稟議書（原本）とともに、大垣市中小企業融資貸付実行報告書を大垣市に提出してください。

② 大垣市中小企業小口資金信用保証料補助金交付申請書

中小企業小口資金の融資を受けた申込人は、岐阜県信用保証協会に支払った信用保証料の全額の補助を受けることができます。

申込人は、信用保証料を支払った日から30日以内に、大垣市中小企業小口資金信用保証料補助金交付申請書（金融機関の証明が必要）に、信用保証書の写しを添付して提出する必要があります。

信用保証料補助金補助率の経緯

中小企業小口資金の融資実行時期	補助率
平成15年3月31日以前	補助制度無し
平成15年 4月 1日～平成16年 3月31日	支払った信用保証料の3分の1
平成16年 4月 1日～平成20年12月15日	支払った信用保証料の2分の1
平成20年12月16日～	支払った信用保証料の全額

※ 補助率は、中小企業を取り巻く経済情勢等を考慮し、変更することがあります。

(2) 実行中

① 大垣市中小企業融資変更届

融資内容を変更した場合は、申込人は、大垣市中小企業融資変更届に必要な書類を添付して、金融機関を通じて大垣市へ提出する必要があります。

変更事項等	変更届けに必要な書類
申請人（個人）の氏名、住所	変更事項の記載された住民票の写し 印鑑証明書
申請人（法人）の社名、住所、代表者	変更事項の記載された登記事項証明書 印鑑証明書
保証人の変更、追加	印鑑証明書
保証人の免除	金融機関に提出された連帯保証免除願の写し
申請人（法人）の組織	変更事項の記載された登記事項証明書 印鑑証明書 取締役会議事録（社員総会及び理事会議事録）
申請人（法人）の合併	変更事項の記載された登記事項証明書 印鑑証明書 取締役会議事録（社員総会及び理事会議事録）
申請人（個人）の印鑑	印鑑登録証明書
申請人（法人）の印鑑	印鑑証明書
申請人（個人）が死亡し、遺産相続による変更の場合	被相続人（旧申請人、死亡者）の住民票除票
	相続人（新申請人）の住民票
	相続人（新申請人）の印鑑登録証明書
	相続人（新申請人）が本融資に係る権利義務を承継したことを証する書類（遺産分割協議書の写し）
中小企業小口資金の場合	信用保証協会へ提出した書類の写し

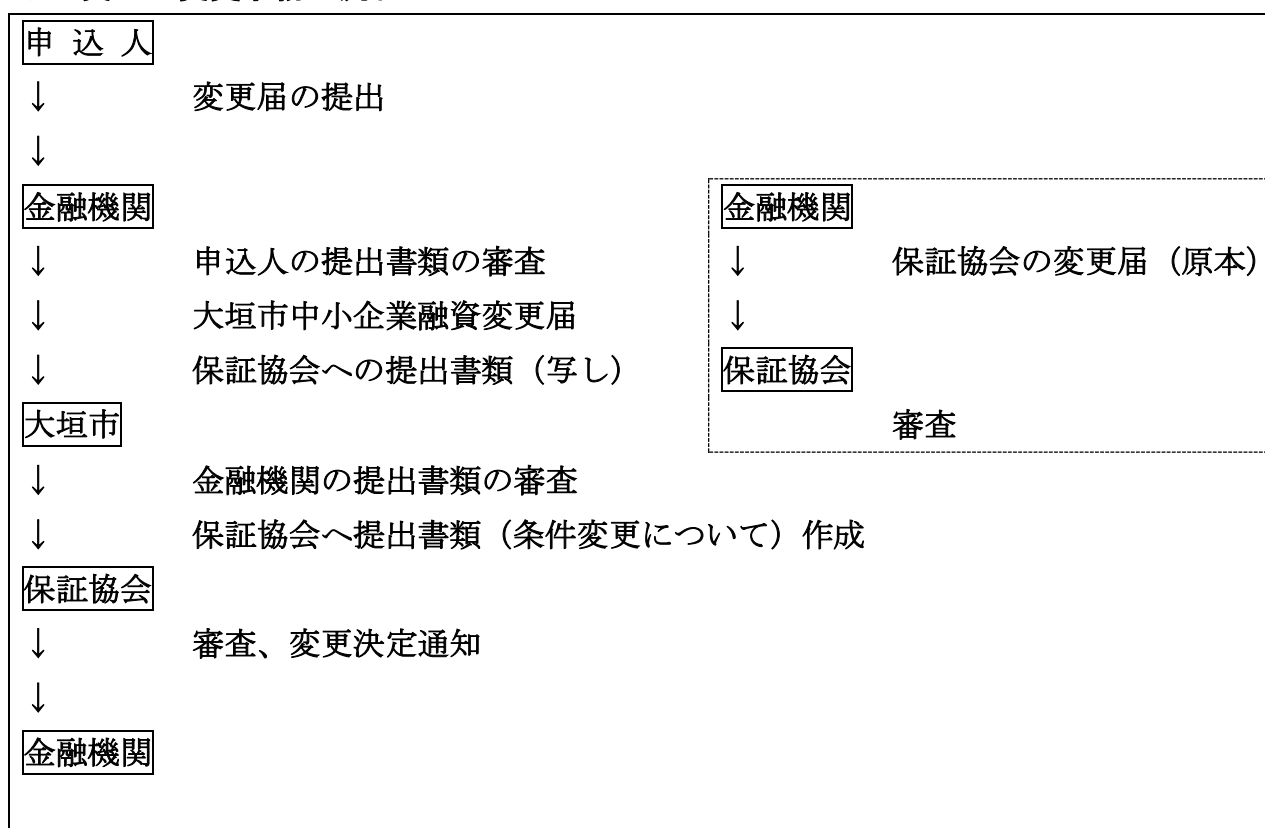
※ 住民票等については、申請人等の本人分のみが必要となります。また、本籍の表示は必要ありません。

※ 各証明書類は、大垣市へ提出する際は、写しでも可。

※ 返済方法の変更をされた場合（繰上げ返済、返済額の増額を除く）は、利子補給の対象外となります。

※ 小口資金の場合は、保証協会へ提出した書類（被保証人名称・住所等変更届書、保証条件変更申込書）の写しを添付してください。

小口資金の変更事務の流れ



② 大垣市中小企業融資状況報告書

金融機関は、大垣市中小企業融資状況報告書を金融審査委員がおいてある支店（本店）がとりまとめをし、毎月10日までに大垣市へ提出してください。

(3) 完済時

① 大垣市中小企業融資返済完了報告書

金融機関は、返済が完了した場合は、大垣市中小企業融資返済完了報告書をすみやかに大垣市へ提出してください。

② 大垣市中小企業融資利子補給金交付申請書

当初の契約とおり、返済が完了した場合は、申込人は、支払った利子の半額を受け取ることができます。

申込人は、大垣市中小企業融資利子補給金交付申請書（金融機関の証明が必要）に同意書を添付して、30日以内に提出する必要があります。

（新型コロナウイルス感染症関係利子補給）

令和2年4月1日から令和2年9月30日までに市制度融資の申込みをし、かつ、実行された中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第6項に定める認定を受けた融資対象者に対し、支払った利子を全額補助します。（1年ごと（毎年3月））

- ・ 毎年3月1日から翌年2月末日までに支払った利子額を、3月下旬頃に支給します。
- ・ 1年ごとに利子補給しますので、完済時及び中間時の選択はできません。
- ・ 申込人は、毎年2月末に大垣市中小企業融資利子補給金交付申請書に同意書を添付して、提出する必要があります。

(4) 事務委託契約

毎年、4月1日付けで、大垣市中小企業融資事務委託契約を金融機関と大垣市の間で締結します。

事務委託料については、委託料は、融資の実行件数1件につき500円とします。

事務委託料の支払いは、当該年度終了後に融資実績に基づいて支払います。

(5) 預託金

毎年4月1日付け（4月1日が土日祝日である場合は、その翌営業日）で、預託金予算の一部を大垣市から金融機関へ預託金として振り込みます。取り扱いは、普通預金（決済用）となります。

また、当該年度の融資実行実績を参考とし、年度途中に追加預託をする場合があります。

毎年3月末日（3月末日が土日祝日である場合は、その前営業日）には、各金融機関から大垣市へ預託金全額を払い戻していただきます。

預託金額、追加預託の有無については、融資実行実績、預託金の予算等により、毎年、変動します。

4 回答事例集

(1) 融資対象者等（規程第9条関係）

問1-1：申込人が非課税であっても融資を申し込みできるか。

答：できます。ただし、別途金融機関での審査を通る必要があります。

問1-2：返済方法「期日一括返済」は認められるか。

答：別表第1「均等月賦返済」に該当しないため認められません。

ただし、繰上げ返済のみ認められます。

問1-3：アルバイトは従業員の数に含めるのか。

答：常に雇用している場合は、従業員に含めてください。

期間限定採用等の場合は含めません。

問1-4：小口資金において、融資利率はどのように決定するのか。

答：① I 型（利率2.0%）

- ・中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に該当しない
- ・「市町村小口融資保証（S用）事前照会回答書」にて、保証協会の保証付き貸付残高と新規分の合計が2,000万円以内

② II 型（利率1.8%）

次の2つを満たしていること

- ・中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者
- ・「市町村小口零細企業融資保証（Z用）事前照会回答書」にて、保証協会の保証付き貸付残高と新規分の合計が2,000万円以内

※融資利率の確定は保証協会が行っています。詳細は保証協会へお尋ねください。

問1-5：経済変動対策特別資金を申し込むには、セーフティネット保証の認定を必ず取得しなければいけないか。

答：セーフティネット保証の認定は、必須ではありません。

なお、経済変動対策特別資金を申し込むには、次の必要条件のうちいずれか一つに該当する必要があります。

- ・直近3か月の「売上高」が前年同期比で5%以上減少していること
- ・直近決算で欠損が生じていること
- ・中小企業信用保険法第2条第5項又は6項に定める認定を受けていること（セーフティネット保証）

問1-6：経済変動対策特別資金の条件にある、「直近決算で欠損が生じていること」は、どこで確認するか。

答：営業利益、経常利益、当期利益が全てマイナスであることになります。

問1-7：振興資金や経済変動対策特別資金を利用する場合、信用保証協会の保証を付けることは可能か。

答：できます。

担保については、取扱金融機関の基準により設定してください。信用保証協会の保証を付ける場合は、大垣市へ申込書類を提出する際、信用保証書の写しも一緒に提出してください。

問1-8：振興資金や経済変動対策特別資金で保証協会を利用する場合、保証制度の種類はどれでもいいのか。

答：保証制度の種類は問いません。

(2) 申込手続き（規程第10条関係）

問2-1：「大垣市中小企業融資残高証明書」が必要な場合とは。

答：必要な場合は、次の場合です。

- ・同一資金内で既存の申込金額と新規分の申込金額の合計が限度額を超える場合
- ・連帯保証人について、限度額を超える場合（連帯保証人が複数の法人の代表者であることがあるため、注意すること。）
- ・旧債返済の場合（稟議書と申込書に資金使途に回収する金額を記入すること。）

問2-2：旧債返済をする場合に必要となる添付書類は。

答：申込時点で、大垣市中小企業融資残高証明書（第4号様式）、実行後に、旧債返済をした融資の返済完了報告書（第9号様式）が必要となります。

問2-3：融資を利用している方の残高について、市に照会できるか。

答：できません。

融資残高等の融資の内容については、大垣市では回答・証明できませんので、申込人が各金融機関に証明書（大垣市中小企業融資残高証明書）の発行を依頼する必要があります。

(3) 連帯保証人（規程第11条関係）

問3-1：法人[B]の連帯保証人[A]を法人[C]の連帯保証人につけることはできるか。

答え：できます。

問3-2：上記の場合、注意点は。

答：全ての申込人（法人）について市制度融資の融資残高確認を行う必要があります。

（例）[C]の今回申込金額4,000万円

[A]の融資残高 0円

[B]の融資残高 3,000万円 の場合

このままでは、[A]は、申込金額と融資残高をたすと融資限度額5,000万円を超えているため、連帯保証人となることができません。

問3-3：連帯保証人が複数いる場合、限度額はどうか。

答：連帯保証人それぞれが、融資限度額以内かを確認してください。

複数の連帯保証人の残高を合算する必要はありません。

(4) 融資の実行等（規程13条関係）

問4-1：決定通知書が交付された後であれば、「大垣市中小企業融資稟議書」に記入した実行予定日より前に実行してもよいか。

答：可能です。ただし、融資期間の変更はできません。

また、実行後に提出される実行報告書には実際の実行日等を記入して提出してください。その際、「大垣市中小企業融資稟議」への訂正は必要ありません。

(5) 完了報告書（規程16条関係）

問5-1：融資を完済したが、利子補給対象外のため「大垣市中小企業融資完了報告書」は提出しなくてもよいか。

答：融資を完済した場合は、利子補給対象外であっても、完了報告書を必ず提出してください。

(6) 信用保証料補助（規程17条関係）

問6-1：信用保証料を分割で支払っている場合、申請はどうするのか。

答：完納した時点で申請できます。

申請時には、完納したことが確認できるものを添付する必要があります。

(7) 利子補給（規程18条関係）

問7-1：大垣市から市外へ住所変更をした。利子補給は対象となるか。

答：実施方針において「大垣市から転出する場合は、原則として本市融資制度による融資を完済するものとする。」としており、利子補給の対象外となります。

ただし、転出する前に返済を完了し、利子補給申請書を提出した場合は、途中延滞がなかった場合に限り、対象となります。

また、完了報告書を一緒に提出してください。

問7-2：途中で条件変更をしたが条件変更するまでに返済した分は、利子補給対象となるか。

答：対象外です。部分的な利子補給は行っておりません。

問7-3：新型コロナウイルス感染症関係対象者が途中で法人成りした場合、申請者は誰の名前となるのか。

答：2月末日での債務者名義で申請してください。

(8) 大垣市金融審査委員会（規程20条関係）

問8-1：金融審査委員の方が異動された場合、手続き方法は。

答：委員の方が異動された場合は、大垣市へ報告ください。

その後、大垣市から「大垣市金融審査委員会委員辞任届」を送付いたしますので、金融機関から辞任届が提出された後、委嘱状を交付いたします。

(9) 資金使途（実施方針4関係）

問9-1：大垣市内に本社があり、市外の事業所の運転資金は対象となるか。

答：対象となります。

（例）本社が大垣で事業所が市外 運転○ 設備（大垣本社○、市外事業所×）
本社が市外で事業所が大垣 運転× 設備（市外本社×、大垣事業所○）
※なお、市外の場合は、登記してある必要があります。

問9-2：フランチャイズ・チェーンの営業権取得は設備資金になるのか。

答：資産に計上する場合・・・設備資金（見積書必要）

経費に計上する場合・・・運転資金

問9-3：「市内で1年以上同じ事業を営んでいること」について、個人から法人成りした場合、事業歴は通算できるか。

答：個人の時と事業内容の実態に変更がなければ、通算できます。

問9-4：営業車購入について注意点は何か。

答：次の点に気をつけてください。

- ・納車済みの場合は対象外となります。
- ・トラックのみ対象となります。

問9-5：県融資制度や銀行の既存融資を旧債返済できるか。

答：同一資金でないので、不可能です。同一資金とは市小口同士等です。

問9-6：旧債返済をする場合、残高が申込金額の何分の1以下でなければならないといった条件等はあるか。

答：同一資金であれば、旧債返済は可能です。残高等についての条件はありません。

問9-7：旧債返済をする場合、既存の融資と新規の融資の資金使途が違っていてもよい（運転資金で実行しているものを設備資金で回収等）。

答：同一資金であれば、旧債返済は可能です。資金使途についての条件はありません。

問9-8：設備資金で土地を購入することは可能か。

答：不可能です。ただし、事業に必要な建物、倉庫は可能です。

(10) 融資期間（実施方針5関係）

問10-1：融資期間いっぱいまで期間延長したが、完済できていない。

貸付約定変更等によって、融資期間を超える延長をすることはできるか。

答：(1) 振興資金、経済変動対策特別資金の場合

認められません。債務者が返済不可能な場合は、金融機関のプロパー等を利用して所定償還期間内に完済してください。

切替えたプロパー融資の金利等は、金融機関の定める利率を適用することができます。

(2) 小口資金の場合

保証協会及び金融機関が承諾した場合のみ、所定償還期間を超える条件変更をすることができます。

所定償還期間を超えても市小口としての名称を使い、実行している間は、完了報告書は提出せず、金融機関の定める利率を適用することができます。

その場合、金融機関で設定した利率を変更届に記入し、市へ提出してください。

(11) 申込書類（実施方針6関係）

問11-1：「中小企業小口資金」において、申込人が法人で連帯保証人をとらない場合、「個人情報の利用目的及び第三者提供の同意書」及び「個人情報の取扱いについて」の書類は必要か。

答：不要です。個人の場合に岐阜県信用保証協会へ提出するものとなります。

問11-2：同じ法人で同時に2つの融資制度に申し込む場合、証明等同じ必要書類は1部でよい。

答：必要書類は申込ごとにそれぞれ必要です。

5 その他

大垣市中小企業融資制度事務全般において、書類の保管、個人情報の取り扱いには、十分に気を付けてください。

金融機関と大垣市の書類の受け渡しの際には、「大垣市中小企業融資制度書類等受渡し・受取り記録簿」を2部添えて提出してください。

各書類に押印する申込者の印鑑は、全て同じものを押印してください。

市の審査前に、既に工事が着工しているもの、商品等が発注してあるものについては融資対象外です。

返済途中に融資対象者の条件を満たさなくなった場合は、その時点で全額返済が必要となります。住所変更等がある場合は、事前によく確認してください。

融資の受付・審査は、迅速に行うよう努めておりますが、より適正な審査のため、必ず実行予定日の一週間前までに市へ申し込みください。